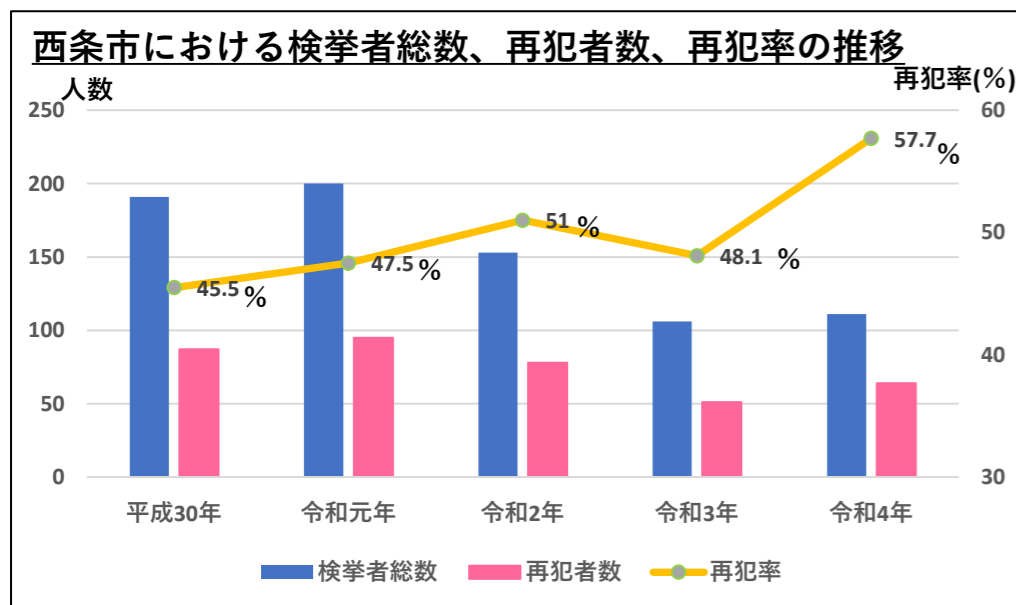


## 1 計画の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年にピークを迎えて以降、減少傾向にあるが、一方で、刑法犯により検挙された人のうち、再犯者数については減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にある。

こうした中、本市においては、国及び県との適切な役割分担を踏まえつつ、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体として、市の施策へ再犯防止の視点を反映し、立ち直りに多くの困難を抱える人が、再び罪を犯すことの無いよう、地域社会で共に支え合いながら、いきいきと暮らせる安全・安心なまちづくりを実現するため、西条市再犯防止推進計画を策定する。



※再犯者とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者という。  
 ※犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。  
 ※高松矯正管区提供データをもとに作成

## 2 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定

## 3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

## 4 計画の対象者

計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とする。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」とする

## 5 市の取組

### (1) 国・県等との連携強化等

- ・国及び県との情報共有や意見交換等のための連絡会議への参加、保護観察所、矯正施設等との連携

### (2) 就労・居住の確保等

- ・生活困窮者への支援、就労支援による就労の確保
- ・高齢者、障がい者施設入所支援、市営住宅への入居等、帰住先となる住居の確保

### (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・民生委員及び児童委員による見守り、相談対応、福祉サービスの提供による高齢者、障がい者への支援
- ・精神保健に関する相談対応等

### (4) 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等

- ・補導活動の実施、学校、教育や家庭に関する相談体制の整備等

### (5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

- ・暴力、虐待に対する相談対応及び保護施設等との情報共有

### (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等

- ・社会を明るくする運動等の推進、更生保護団体との連携・支援、人権教育・啓発の推進等